
別紙9 キャラクター制作委託契約書

中華人民共和国法人●●●●有限公司（以下、「甲」という。）と日本国法人●●●●株式会社（以下、「乙」という。）は、キャラクターのイラスト制作について、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、本契約に基づき、甲のコーポレートキャラクター「●●●●」（以下、「本キャラクター」という。）のイラストの制作業務（以下、「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条（委託業務の内容）

1. 本業務及び制作物の仕様は、以下のとおりとする。
 - (1) 制作物の納品形態：Adobe 社 Illustrator ファイル。
 - (2) 制作物のイメージサンプルは、別紙1のとおりとする。
 - (3) 制作物について、その他、使用するモチーフ、設定等、甲が希望する具体的な指定事項は、別紙2のとおりとする。
2. 甲及び乙は、別紙1のイメージサンプルについては、乙が仕上がりのイメージの参考とするものであり、制作物のテーマ等の本業務の個別の事情に応じて、また、担当するクリエイターに応じて、実際の制作物の仕上がりが異なり得ることを確認する。
3. 乙は、別紙2の甲の指定事項についてできる限り甲の希望に沿うように努めるものとする。ただし、甲は、当該指定事項の制作物における具体的な表現は、乙に一任されることを承諾する。

第3条（委託料の支払い）

1. 甲は、本業務の対価として●円（税別）を、乙に対して個別契約の締結後●日以内に一括して支払うものとする。振込手数料及び送金に際して課される税金は、甲の負担とする。
2. 前項に規定する甲の支払いが遅延した場合、乙は、甲の支払遅延日数に応じて、次条に規定された納期を延長することができるものとする。

第4条（制作物の納品、検収等）

1. 乙は、●年●月●日までに、第1条第1項第1号に規定する形態にて、制作物を最終納品するものとする。

-
2. 乙は、前項に規定する納期の前に、別紙3の制作進行予定表における詳細ラフを●年●月●日までに甲に納品するものとし、甲は、詳細ラフを承認する場合には、詳細ラフの納品後●日以内（以下、「修正可能期間」という。）に、その旨を乙に通知するものとする。修正可能期間内に甲から乙に対する連絡がなかった場合、詳細ラフは承認されたものとみなす。
 3. 甲は、修正可能期間内に限り、乙に対し、修正箇所及び修正内容を具体的に指定して修正を求めることができるものとする。甲の指定事項に従って修正が行われた場合、甲は、合理的理由なく、詳細ラフの承認を拒否したり、再修正を求めたりすることはできないものとする。
 4. 甲は、第1項の規定に基づき、最終納品された制作物について、納品から●日以内に検査を行い、その結果を乙に通知する。甲が当該期限までに検査結果を通知しない場合、当該成果物は、検査に合格したものとみなす。
 5. 甲は、前項に規定する検査においては、合理的理由なく不合格とすることができず、また、修正可能期間内に修正を求めることができた事項に基づいて不合格とすることができないものとする。
 6. 第4項に規定する検査に不合格となった場合、乙は、自己の費用において修正又は再作成を行うものとする。

第5条（担保責任）

前条第1項に基づく制作物の最終納品から6カ月以内に乙の帰責事由に基づく契約不適合が発見されたときは、乙は無償で制作物の補修を行うものとする。

第6条（著作権の帰属）

1. 第4条第1項の規定に基づき甲に納品された制作物の著作権（日本国著作権法第27条、第28条に規定される権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。
2. 乙は、甲及び甲が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使せず、また、本キャラクターの制作に関与した第三者をして、著作者人格権を行使させないものとする。
3. 第1項の規定に基づき、甲に帰属する制作物の著作権について、甲が著作権の登録を行う場合には、乙は、必要かつ無償で対応できる範囲で、手続に協力するものとする。

第7条（知的財産権に関する保証）

乙は、制作物が第三者の著作物の著作権その他の権利を侵害していないことを保証する。ただし、甲が提供した資料又は甲の修正その他の指示に基づき制作された部分については、この限りでない。

第8条（再委託）

-
1. 乙は、本業務の全部又は一部を、甲の事前の承諾を得ることなく、第三者に再委託することができる。
 2. 乙は、再委託先となる第三者に対して、本契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を課すものとする。

第9条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた技術上又は営業上その他商業上の情報については、第三者に対し、開示又は漏洩してはならないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (3) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (4) 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 開示することに関し、相手方より事前の書面による承諾があった情報
- (6) 法令により開示することが義務づけられた情報

第10条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約で定める事項に違反し、当該違約当事者に対して15営業日の期間を定めて催告したが、当該違反が是正されなかった場合、違約当事者に対する書面による通知をもって本契約の一部又は全部の解除を行うことができる。
2. 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当する場合には、相手方に対して催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する状態となった場合
 - (2) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又は、その他本契約の履行に必要な資格を取り消された場合
 - (3) 資本減少・合併・解散・営業の廃止又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行い、その他資産・信用若しくは事業に重大な変更を生じた場合
3. 甲及び乙は、前2項の事由に該当する場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき、相手方から解除の意思表示をされなくても当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済を行うものとする。
4. 第1項及び第2項の規定に基づき、乙が本契約を解除した場合、乙は、受領済みの委託料を返還することを要しない。
5. 本条に基づく契約の解除は、損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

第 11 条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、相手方に対しその損害について、関連する本業務に対応する委託料の限度内で賠償を請求することができる。

第 12 条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、水害、火災、戦争、感染症の流行その他の予見不能で、かつその発生及び結果を防止又は回避することができない不可抗力によって発生した、本契約の義務（金銭支払い義務を除く。）の履行不能又は履行の遅延については、違約責任を負わないものとする。甲又は乙は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能又は履行の遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとするものとし、甲及び乙は、対応を誠実に協議するものとする。

第 13 条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、日本国の法律を適用する。

第 14 条（言語）

本契約は、日本語にて作成されるものとする。本契約の中国語訳が作成され、本契約と中国語訳との間で解釈に齟齬が生じた場合、日本語版を優先する。

第 15 条（紛争解決）

本契約の関連する一切の紛争は、甲乙の協議により解決するものとし、協議により解決できない場合には、関係仲裁機関に対し仲裁を申し立てるものとする。この場合において、甲が被申立人となる場合は、中華人民共和国北京市にある中国国際経済貿易仲裁委員会により、仲裁申立時における当該委員会の有効な仲裁規則に基づき仲裁を行うものとする。乙が被申立人となる場合は、一般社団法人日本商事仲裁協会により、その商事仲裁規則に基づき、日本国東京都において仲裁を行うものとする。いずれの場合も、仲裁判断は終局的なものであり、全ての仲裁の当事者に対して拘束力を有する。

本契約の締結を証するため本契約書を日本語及び中国語訳により各 2 通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自各 1 通ずつを保有する。

甲：●●●●有限公司

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

乙：●●●●株式会社

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

[中文]

中华人民共和国法人●●●●有限公司（以下称“甲方”）与日本国法人●●●●株式会社（以下称“乙方”），就企业形象的插画制作之相关事宜，按照如下条款签订本合同（以下称“本合同”）。

第1条（目的）

甲方基于本合同，将甲方企业形象“●●●●”（以下称“本形象”）的插画制作业务（以下称“本业务”）委托给乙方，乙方接受委托。

第2条（委托业务的内容）

1. 本业务及制作物的规格如下：

- (1) 制作物的交付形式：Adobe 公司的 Illustrator 文件；
 - (2) 制作物的图形样本如附件 1 所示；
 - (3) 针对制作物、及其他使用的主题、设定等，甲方要求的具体指定事项如附件 2 所示。
2. 甲乙双方一致确认，附件 1 所示的图形样本为乙方业务成稿图形的参考，根据制作物的主题等本业务的具体情况，以及负责制作的创作人员不同，实际完成的制作物可能存在不同。
3. 对于附件 2 所列的甲方指定事项，乙方应尽最大努力满足甲方的要求。但是，甲方同意将该指定事项在制作物中的具体表达全权委托给乙方。

第3条（委托费用的支付）

1. 甲方将本业务的对价●日元（不含税），在个别合同签订后●日内一次性支付给乙方。汇款手续费及汇款时征收的税金由甲方承担。
2. 前一款规定的甲方的支付发生迟延的，乙方有权按照甲方迟延付款的天数，相应地延长下一条规定的交付期限。

第4条（制作物的交付、验收等）

1. 乙方应在●年●月●日之前，按照第1条第1款第1项规定的形式交付最终制作物。
2. 乙方应在前款规定的交付期限之前，于●年●月●日前向甲方提交附件3的制作进度计划表中的详细草图。甲方认可该详细草图的，应在详细草图提交后●日以内（以下称“可修改期间”）将认可该详细草图之意思通知乙方。可修改期间内，甲方未联系乙方的，视为甲方已认可该详细草图。

-
3. 甲方有权于可修改期间内, 指定具体的修改位置与修改内容并要求乙方进行修改。乙方根据甲方的指定事项进行修改后, 甲方无合理理由不得拒绝认可详细草图或要求再次修改。
 4. 甲方根据第 1 款的规定, 对交付的最终制作物, 在交付后●日内进行验收, 并将该验收结果通知乙方。甲方未在该期限内通知验收结果的, 视为验收合格。
 5. 甲方在前款规定的验收中, 无合理理由不得作出不合格判定, 且在可修改期间内不得基于已要求过修改的事项作出不合格判定。
 6. 第 4 款规定的验收不合格的, 乙方应自费进行修改或重新制作。

第 5 条 (担保责任)

前 1 条第 1 款规定的制作物最终交付后 6 个月内, 发现因可归责于乙方之事由致使制作物不符合合同约定的, 乙方应无偿对制作物进行维修。

第 6 条 (著作权归属)

1. 根据第 4 条第 1 款规定的交付给甲方的制作物的著作权(包括日本国著作权法第 27 条、第 28 条规定的权利) 归属于甲方。
2. 乙方不得对甲方或甲方指定的第三方行使著作人身权, 亦不得对参与本企业形象制作的第三方行使著作人身权。
3. 根据第 1 款的规定, 针对归属于甲方的制作物的著作权, 甲方进行著作权登记时, 乙方应在必要范围内无偿协助甲方办理手续。

第 7 条 (知识产权相关保证)

乙方保证制作物不侵犯第三方作品的著作权或其他权利。但是, 根据甲方提供的资料或甲方的修改或其他指示制作的部分, 不在此限。

第 8 条 (转委托)

1. 乙方有权不经甲方事先同意而将本业务的全部或部分转委托给第三方。
2. 乙方应使接受转委托的第三方, 承担本合同项下乙方义务同等的义务。

第 9 条 (保密)

甲方或乙方均不得将自对方当事人处取得的技术信息、经营信息或其他商业信息向第三方进行披露或泄露。但是, 符合以下各项任意一项的信息, 不在此限:

1. 己方无需承担保密义务而已持有的信息;

-
2. 与对方当事人提供的信息无关的，独自开发的信息；
 3. 自不承担保密义务的第三方处合法取得的信息；
 4. 不论接收前后，不因己方违约而为公众知悉的信息；
 5. 就披露相关事宜取得对方当事人事先书面同意的信息；
 6. 根据法律法规规定负有披露义务的信息。

第 10 条（解除）

1. 对方当事人违反本合同项下规定，虽经甲方或乙方催告该违约方当事人在 15 个工作日内予以纠正，但该违约行为仍未被纠正的，甲方或乙方有权在向该违约方当事人发出书面通知后，解除本合同的全部或部分。
2. 对方当事人有下述情形之一导致本合同目的无法实现的，甲方或乙方有权不经催告该对方当事人，立即解除本合同。
 - (1) 发生资不抵债、支付不能、破产、解散或与此类似的情况的；
 - (2) 被监管机关吊销营业执照、遭受监管机关的停业处分，或者被监管机关吊销其他履行本合同所需资质的；
 - (3) 作出减少注册资本、合并、解散、终止经营或者转让全部或部分重要业务之决议，或者其他资产、信用、业务发生重大变更的。
3. 甲方或乙方出现前两款规定之事由的，即使对方当事人未作出解除之意思表示，其对对方当事人负有的一切金钱债务，亦当然丧失期限利益，应立即进行清偿。
4. 乙方根据第 1 款和第 2 款的规定解除本合同的，无须返还已取得的委托费用。
5. 根据本条规定解除合同的，不妨碍损害赔偿请求权的行使。

第 11 条（损害赔偿）

甲方或乙方就本合同之履行，因应归责于对方当事人之事由而遭受损害的，有权就其遭受的损害，在本业务相关部分对应的委托费用限度内，向对方当事人要求赔偿。

第 12 条（不可抗力）

甲方或乙方因地震、台风、水灾、火灾、战争、传染病的流行以及其他无法预见，且其发生及结果无法防止或无法避免的不可抗力事由，陷入本合同义务的（金钱支付义务除外）之履行不能或迟延履行行的，不承担违约责任。甲方或乙方因该等不可抗力事由，陷入本合同义务之履行不能或迟延履行行的，应立即将该等情况通知对方当事人，且甲乙双方应诚信协商应对措施。

第 13 条（准据法）

本合同の签订、效力、解释、履行及争议解决，适用日本国法律。

第 14 条（语言）

本合同用日文制作。同时制作中文译本，当日文合同与中文译本的解释不一致时，以日文版优先。

第 15 条（争议解决）

与本合同有关的一切争议，由甲乙双方协商解决。经协商无法解决的，应向有关仲裁机构申请仲裁。该等情况下，甲方为被申请人的，由位于中华人民共和国北京市的中国国际经济贸易仲裁委员会，根据申请仲裁时该仲裁委员会有效的仲裁规则进行仲裁。乙方为被申请人的，由一般社团法人日本商事仲裁协会根据其商事仲裁规则在日本东京都进行仲裁。无论何种情况，仲裁裁决均为终局裁决，对所有仲裁当事人均具约束力。

为证明本合同之订立，本合同分别制作日文合同与中文译本各 2 份，甲乙双方签字并盖章后，各执日文合同 1 份、中文译本 1 份。

甲方：●●●●有限公司

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

乙方：●●●●株式会社

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：